

群馬県地域公共交通計画改定業務(県央広域圏・全体統括)特記仕様書

1 業務名

群馬県地域公共交通計画改定業務(県央広域圏・全体統括)

2 業務の目的

本業務は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「地域公共交通計画」(以下「計画」という。)のうち、主に県央広域圏を対象とした計画の改定を行うものである。

現行計画では、地域住民の日常生活や地域経済活動を支える基幹的な移動手段であるバス交通を中心に、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に向けた基本的な方向性を定めている。一方で、人口減少や少子高齢化の進行、自家用車への依存等により、公共交通利用者の減少や運転士不足の深刻化が進むとともに、燃料費や人件費等の運行コストも上昇しており、公共交通サービスの維持・確保は一層厳しさを増している。

また、ライドシェアやGunMaaSをはじめとする新たな移動サービスの導入・展開が進みつつあり、多様な交通手段を組み合わせせたシームレスな移動環境の実現が期待されている。

このため、本業務では、地域の現状や課題、利用実態等を的確に把握・分析した上で、人口減少社会における既存路線の維持・確保、交通空白地域の解消、地域特性に応じた移動手段の確保及び利便性の向上に向けた取組の方向性を整理するとともに、既存の公共交通サービスと新たな移動サービスとの連携を視野に入れた持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に資する群馬県地域公共交通計画の改定を目的とする。

3 対象区域

住民生活圏及びまちづくりと一体となった計画を策定するためには、広域的な視点が必要である。そのため、群馬県地域公共交通計画については、都市計画マスタープランと同様に、県内に4つの圏域(県央広域圏、東毛広域圏、吾妻広域圏、利根沼田広域圏)を設定する。

本業務の対象区域は、県央広域圏(前橋市、高崎市、伊勢崎市、渋川市、安中市、藤岡市、富岡市、吉岡町、榛東村、玉村町、甘楽町、神流町、下仁田町、南牧村、上野村)とする。

4 履行期間

契約締結の日から令和9年3月12日まで

5 業務概要及びスケジュール

業務概要及びスケジュールは、以下のとおりとする。

交通計画の策定は2か年を想定(契約は単年度)

- ・令和8年度(1年目) 現状分析、課題整理、交通計画基本方針及び計画目標の設定、根拠資料等の整理、計画改定案作成、法定協議会の開催
- ・令和9年度(2年目) 法定協議会・地域部会の開催、具体事業の抽出・整理と目標・評価指標の設定、役割・費用負担等の検討、次期計画の作成

6 業務内容

(1) 地域の現状分析

ア 人口動向等

最新の国勢調査等の既存資料により、過年度に整理された広域圏における人口動向等(人口分布、密度、年齢別人口、将来人口等)の更新を行う。

イ 大規模施設等

最新の国土数値情報や行政等提供資料により、過年度に整理された広域圏における以下の大規模施設等の位置や規模の更新を行う。

- ・行政機関（市役所等）
- ・医療機関（総合病院 100 床以上）
- ・社会福祉施設（入居定員 30 人以上の老人福祉施設等）
- ・スーパーマーケット（食品を扱う大規模小売店舗等）
- ・教育関連施設（高校、大学、専門学校等）
- ・観光施設（県及び市町村の観光振興計画等で観光拠点と位置付けられている施設）

ウ 交通ネットワーク

最新の民間団体や市町村提供資料等により、広域圏における交通ネットワーク（鉄道、バス路線、駅、バス停、自家用有償輸送、スクールバス、福祉輸送等）の位置や輸送量等について更新を行う。

（２）これからの都市構想の整理

都市構想に係る以下の計画の更新の有無を確認し、過年度に整理したまちづくりの方向性から変更がある場合には、最新版の計画にもとづいて交通ネットワークの拠点とすべき主要施設や主要観光地、将来の開発予定地域等の更新を行う。

- ・「群馬県新総合計画」
- ・「群馬県広域圏都市計画区域マスタープラン」
- ・「群馬県広域道路交通計画」
- ・「群馬県交通まちづくり戦略」
- ・各市町村作成の「立地適正化計画」、「地域公共交通網形成計画」、「総合計画」等

（３）交通計画基本方針及び計画目標の見直し（案）の作成

上記（１）～（２）の検討結果、以下の方針案及び計画策定時からの社会情勢の変化を踏まえて、交通計画基本方針及び計画目標の見直し案の作成を行う。なお、目標設定にあたっては、人の移動がもたらすクロスセクター効果（健康、福祉、医療、まちづくり、観光等への影響）も考慮すること。

また、R 6 年度に私鉄 3 社沿線地域交通リデザイン推進協議会で取りまとめた基本方針を元に、鉄道を軸とした計画づくりとすること。

【基本方針(案)】

- ① 主要拠点（施設、観光地、開発地域）間の移動ネットワーク（主要幹線、補助幹線）の構築
- ② 観光資源への移動ネットワーク（主要幹線、補助幹線）の構築
- ③ 郊外・過疎地域への移動手段（フィーダー、エリア交通）の確保
- ④ 効率的で持続可能な広域交通ネットワークの構築
- ⑤ 将来を見据えた移動環境の創造

【計画目標(案)】

- ① まちづくり等と連携した交通の「軸」と「拠点」の設定により、基幹公共交通軸の再編・強化・維持を行う。
- ② 観光資源等の地域の特徴に合った交通モードの選択と連携により、観光誘客を促進する。
- ③ 公共交通衰退地域における多様な移動手段の確保
- ④ 自治体の財政負担を最小限に抑えるため、交通の取捨選択を行い、効率的で持続可能な広域交通ネットワークを構築する。
- ⑤ 将来のまちの形や新たな生活様式を見据え、MaaS やグリーンスローモビリティなどの新しい移動環境を踏まえた交通ネットワークを検討する。

（４）施策別の実施事業の検討と実施主体、役割分担、費用負担及び実施時期等の検討

上記（３）の検討結果をもとに、施策別の実施事業を検討し、事業概要、事業主体、概算事業費、実施時期等を検討する。実施事業は各広域圏の各市町村とも取り組む必要のある共通的な事業とする。（事業例：バス停留所における待合環境の整備）

なお、法定協議会や地域部会の意見等を基に適宜修正を行うこと。

そのため次の検討を行う。

- ① 全国や海外における先進事例の収集・とりまとめを行うとともに、それらを踏まえ、本県の実態に則した、必要かつ効果的な事業を検討する。
- ② 上記の事業について、県内市町村や交通事業者における実施状況を把握する。
- ③ 前項までの検討結果より、事業ごとに既に実施済みの市町村と未実施の市町村について、実施する事業内容を分けて検討記載する。
- ④ 前記の具体的な施策・事業について、行政（国、県、市町村）、交通事業者及び利用者の役割を検討するとともに、標準的規模の事業について概算事業費を算定し、行政・交通事業者・利用者等の負担額を算定する。

（５）交通まちづくり戦略の改定案作成

上記（１）～（４）の検討結果をもとに、交通まちづくり戦略の改定案を作成する。

交通まちづくり戦略の改定案作成にあたり、地域公共交通編に関しては、「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」に基づき作成することとする。

特に、公共交通に関する記載項目については、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第５条第２項、３項について過不足無く記載することを原則とし、発注者から要請があった場合には、別途項目を追加するなど柔軟に対応すること。

（６）法定協議会の開催及び運営支援

群馬県地域公共交通活性化協議会（法定協議会）の資料作成、議事録作成、運営補助（謝金支払い含む）を行う。開催回数は１回とする。

※ 謝金は 89,000 円/回を想定。

（７）打合せ協議

本業務を円滑に遂行するため、以下のとおり打合せを実施する。

- ・打合せ 初回、成果品納入時、中間１回
- ・随時打合せ 必要に応じて電話等による打合せを予定しており、追加となった場合には設計変更の対象とする。

（８）報告書作成

検討結果等について、業務報告書として取りまとめる。

7 成果品

- ・業務報告書 A４版：２部
- ・電子データ一式 CD-R：２枚
- ・その他、監督員と協議し、必要となったもの 一式

8 特記事項

- （１）地域公共交通計画の改定にあたっては、法定協議会等の指導・助言を反映させることとしているので、業務計画を検討する上での参考とするとともに協力すること。
- （２）業務を円滑に遂行するため、群馬県と受注者は互いに連携を図りながら、双方担当者

の綿密な打合せに基づいて進めるものとし、受注者側の要望により随時打合せを実施する。

- (3) 本仕様書は、業務の大綱を示すものであり、定めがない事項であっても本仕様書に付随する業務は誠意を持って実施すること。
- (4) 本委託業務の履行に伴い発生する全著作物（地図及び第三者があらかじめ著作権を保有している図・写真を除く。）に関する一切の権利は、群馬県に帰属する。
- (5) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (6) 別途発注予定である、群馬県地域公共交通計画改定業務（東毛広域圏・吾妻広域圏・利根沼田広域圏）の受託者との連絡調整を密に行うこと。